

(別記)

令和3年度茨城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、畑作物の導入が困難な水田が多い中であって、排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等による転作を進めてきたところである。

しかしながら、中食・外食を中心とした需要量の減少に伴い令和2年産の米価は下落し、令和3年産についても、令和3年4月末の全国の民間在庫量は前年同月を27万トン上回る高い水準となっており、更なる米価の下落が懸念される危機的な状況にある。このことから、需要に応じた米生産を一層強力に進め、価格の安定により農家所得の確保を図る。

また、農業者の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が増加する中で、農地集積・集約化による規模拡大及びコスト低減を進め、経営安定を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで飼料用米を中心に主食用米からの転換を図ってきたが、近年、飼料用米の作付面積は頭打ちとなるとともに、水田における高収益作物の作付けは、排水不良の水田が多いことなどから限定的であり、約3,530haと横ばいで推移している。

このような中、水田のフル活用を図りつつ、儲かる農業を実現していくためには、県・市町村の関係部局が連携し、生産技術・機械等の導入支援や生産基盤の整備を行い、高収益作物の導入を図っていく必要がある。

このことから、具体的な品目としては、トマト、たまねぎ、キャベツ、ねぎなど中食・外食において需要が拡大している品目やレンコン、カンショ等、本県の全国シェアが高く、水稻から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。

また、子実用とうもろこしは畜産物生産に重要な濃厚飼料の1つであるが、大部分を輸入に頼っており、国産飼料へ転換することで、生産される畜産物の安心・安全といった付加価値を高めることにつながることから、その導入および拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田の有効利用の推進を図るため、関係機関が連携して、水田における作付品目や水田の利用状況を調査し、畑地化支援の活用を促すことで、令和5年度までに畑地化の拡大面積130haを目指す。

また、高品質安定生産技術の指導や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の拡大及び定着を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

熟期の異なる品種の導入による作期分散、地域の実情に応じた高温耐性やイネ縞葉枯病抵抗性品種の導入、特別栽培米やエコファーマーの認定・啓発による環境にやさしい米づくり、地力に応じた適正な施肥、大規模経営における省力・低コスト栽培や経営に見合った ICT 等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

また、全国ベースの需給見通し、産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し、農業者や集荷取扱業者、農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、地域農業再生協議会が中心となり、農業者団体、市町村、県等が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠を活用するとともに、主食用米の需要動向等を注視しつつ作付けを推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付けを推進するとともに、多収品種の導入や多肥栽培による収量の確保、育苗・田植作業や施肥管理におけるコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

あわせて、実需者から生産拡大及び安定供給の要請があることから、主食用米からの転換とともに、複数年契約の締結を推進する。

また、本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため、鹿島地区にある飼料会社と連携し、多収品種の普及や、栽培・給与技術の向上、配合飼料の供給体制の整備等の課題解決に向けた取組を推進していく。

イ 米粉用米

需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種（笑みたわわ等）へ転換し、生産を行うとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の輸出に取り組む農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援や、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援及び生産性向上の取組を進めるとともに、輸出用米の産地づくりを支援する。

エ WCS 用稲

契約した畜産農家と継続して取組を推進するとともに、その拡大のための情報提供を行う。地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付けを推進するとともに、産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題になっており、近年は面積が減少傾向にある。

収量・品質の向上を図るため、適地適作及び排水対策の基本栽培技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

飼料作物については、輸入原料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であるので、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

(5) そば、なたね

そばは、県北山間地において、生産者の高齢化、そば単作等による単収低下、鳥獣害が課題となっており、生産量の確保が難しくなりつつある。このため、集落単位での作業の共同化及び生産組合等による作業の受委託の推進、新たな輪作体系の検討及び鳥獣の侵入防止柵の設置等を行う。

また、湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。

さらに、「常陸秋そば」の販売先（播種前契約）の確保や需要拡大を推進するとともに、定期的な種子更新による収量、品質の安定化を図る。

(6) 高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物（れんこん、ねぎ等）の導入効果を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。あわせて、経営転換に意欲的な稲作農家に対しては、農家が儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込める中食・外食など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物等	前年度作付面積等 (ha)	当年度の作付予定面積等 (ha)	令和5年度の作付目標面積等 (ha)
主食用米	65,500	64,125	61,233
備蓄米	258	258	258
飼料用米	7,886	9,561	12,911
米粉用米	37	44	46
新市場開拓用米	622	620	620
WCS用稲	535	534	534
加工用米	1,351	1,355	1,355
麦	4,314	4,400	4,400
大豆	443	450	450
飼料作物	487	496	516
・子実用とうもろこし	2	3	5
そば	323	400	400
なたね	4	4	4
高収益作物	3,636	3,746	3,996
・野菜	2,937	3,047	3,297
・花き・花木	124	124	124
・果樹	11	11	11
・その他の高収益作物	564	564	564
畑地化	32	80	180

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標		
				前年度(実績)	目標値
1	飼料用米、米粉用米、 WCS用稲、新市場開 拓用米	新規需要米生産性 向上等の取組への 加算	①飼料用米、米粉用 米、WCS用稲、新 市場開拓用米の作付 面積 ②飼料用米の収量の 増大	①9,080ha ②545kg/10a	【令和5年度】 ①13,351ha ②600kg/10a
2	加工用米	加工用米の複数年 契約の取組への加 算	①加工用米の作付面 積 ②加工用米の複数年 契約割合	①1,351ha ②67.7%	【令和5年度】 ①1,355ha ②70%
3	かんしょ、レタス、 ねぎ、トマト、はく さい、れんこん、キ ャベツ、タマネギ、 ジャガイモ、ニンジ ン、 <u>地域特認作物</u>	園芸作物等転換加 算	園芸作物拡大面積	32ha	【令和5年度】 80ha
4	飼料用米、米粉用米、 WCS用稲、新市場開 拓用米、加工用米	緊急転換加算	新規需要米、加工用 米の合計拡大面積	-	【令和5年度】 1,680ha

5	飼料用米、米粉用米	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	①飼料用米・米粉用米の複数年契約取組面積 ②飼料用米・米粉用米の作付面積	①飼料用米 7,264ha 米粉用米 29ha ②飼料用米 7,886ha 米粉用米 37ha	【令和5年度】 ①飼料用米 11,619ha 米粉用米 44ha ②飼料用米 12,911ha 米粉用米 55ha
6	そば、なたね	そば・なたねの作付けの取組	水田におけるそばの作付面積	323ha	【令和5年度】 400ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付けの取組	輸出用米の作付面積	622ha	【令和5年度】 620ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

地域特認作物

市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物
水戸市	ハトムギ	土浦市	グラジオラス アルストロメリア	河内町	さといも
笠間市	栗 菊 梨 花菖蒲	石岡市	きゅうり ピーマン	稲敷市	ブロッコリー
茨城町	ほうれん草 小松菜 にら	牛久市	落花生 里芋	古河市	なす 未成熟とうもろこし
城里町	ハトムギ	つくば市	芝	結城市	未成熟とうもろこし なす
神栖市	松 ピーマン 千両	阿見町	落花生 グラジオラス さといも しょうが きゅうり ほうれん草 すいか	筑西市	きゅうり いちご すいか
鉾田市	メロン いちご 水菜			桜川市	すいか
常陸大宮市	アスパラガス 里芋			八千代町	未成熟とうもろこし なす メロン かぼちゃ
				境町	子実用とうもろこし カリフラワー

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

3. 活用方法

配分枠

777,141,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物						新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物						その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲				加工用米	野菜	花き・花木	果樹				その他の 高収益作物
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	6,000				4,400	956,100	53,400		62,000								1,075,900	645,540,000
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000							108,000									108,000	64,800,000
3	園芸作物等転換加算	1	20,000										7,500				500		8,000	16,000,000
4	緊急転換加算	1	3,000				150	167,500		350									168,000	50,400,000
5	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	1	12,000																	
6	そば・なたねの作付けの取組	1	20,000																	
7	新市場開拓用米の作付けの取組	1	20,000																	
合計(基幹)※4			実面積				4,400	956,100	53,400	108,000	62,000			7,500			500		1,191,900	※6
合計(二毛作)※4			実面積																	776,740,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

○転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分を受けた場合
各地域協議会の転換作物拡大計画に基づき、主食用米の面積が令和2年度より減少した地域協議会に対して、転換作物の拡大面積及び高収益作物等の拡大面積に応じて当初配分に上乗せして配分する。

○2回目の配分を受けた場合(10月)
①県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過した場合、差額を県設定に配分する。
②県設定に配分した残額を地域設定に配分する。その際、各地域協議会の転換作物の増減や生産数量目標に相当する数値の達成状況等に応じて傾斜配分する。

・各地域協議会への転換作物拡大加算及び高収益作物拡大加算の配分額については、以下のとおり調整する。
①転換作物拡大計画に対し、R3年度の実際の作付面積が超過した地域協議会においては、取組面積に応じて、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算を増額した上で配分する。
②転換作物拡大計画に対し、R3年度の実際の作付面積が下回った協議会においては、取組面積に応じて、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算を減額した上で配分する。

・農業法人の本店所在地の異動などにより、配分を行う地域協議会が変更される場合、各地域協議会への配分額を調整する。

・地域の取組に応じた配分(整理番号5～7)を受けた場合、取組面積に応じて生産者に対して交付する。
なお、地域の取組に応じた配分に係る取組の所要額が配分額を上回る場合は、2回目の配分を充当して当初の単価を維持できるものとする。

○2回目の配分を受けた場合(10月以降も含む)の単価調整について
・各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の活用予定額が配分額を下回る場合、残額を県設定に充当する。
①県設定整理番号1に、計画面積より取組面積が拡大した用途に充当する。
②県設定整理番号1を12,000円/10aを上限に、下記の方法により算出した単価により、10円単位で調整する。
調整単価＝各地域農業再生協議会の残額/整理番号1の対象面積
単価＝調整単価(10円単位)＋当初の単価

・交付金額が配分枠を下回り、かつ上限単価に達していない用途が存在する場合
整理番号1において下記の方法によって算出した単価により、10円単位で調整する。
調整単価＝(配分枠－交付金額)/整理番号1の対象面積
単価＝調整単価(10円単位)＋各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の残額が生じた場合の調整後の単価(10円単位)

注 転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分額の調整を行う場合等についても必要に応じて記載してください。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過した場合
①産地交付金に残額が生じた地域農業再生協議会から、残額を県設定の配分額に充当する。
②①の調整をしても所要額が超過した場合には、県設定整理番号1～4において下記の方法により算出した単価により、10円単位で一律に調整する。
(調整単価)＝県設定整理番号1～4の不足金額/県設定整理番号1～4の対象面積
単価＝当初の単価－調整単価(10円単位)

・県及び地域段階において、所要額が追加配分を受けた上での活用予定額(以下「活用予定額」)を下回る協議会がある場合当該協議会の活用予定額と所要額の差額を、所要額が活用予定額を上回る県及び地域協議会に再配分できるものとする。
なお、再配分は、追加配分を受けた上での所要額と活用予定額との差額を上限に再配分する。県及び地域段階の余りの金額が、所要額と活用予定額の差額に満たない場合、所要額が活用予定額を上回る協議会に一律で配分する。

6. 高収益作物について

エゴマ、キビ、モチキビ、ヒエ、ごま、粟、ハトムギ、その他雑穀
小豆(白小豆含む)、落花生、インゲン、ペニバナインゲン、ささげ豆、そら豆、黒大豆、
加工用青刈り稲、茶、たばこ、芝、ウコン(薬草)、生薬(トウキ)、まこもたけ、ひまわり油、こんにやく、モロコシ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	新規需要米生産性向上等の取組への加算					
対象作物	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	6,000円以内/10a（単価の上限は12,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和2年度の評価】</p> <p>○令和2年産の飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積実績は9,080haとなり、①の目標値に対して90.8%となった。令和元年産作付面積よりは拡大したものの、近年、主食用米の価格が安定しており、転換が限定的だったこと、新型コロナウイルス感染症による訪問・説明会中止したことにより推進がすすまなかったことが要因である。</p> <p>○令和2年産の飼料用米の収量は目標値に対して80.1%となった。多収性の専用品種の導入が一部なことに加えて、一部の地域においてカメムシ被害が発生し、収量が著しく減少したことが要因。目標値は下方修正して目標達成に向けて引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>○中食・外食を中心とした需要量の減少に伴い令和2年産の米価は下落し、営農計画書の提出期限も延長されたことから、新規需要米の面積が増加した。</p> <p>【令和3年度の課題】</p> <p>○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、畜産業界からの大きな需要のある飼料用米を中心とした新規需要米の作付拡大を推進することが有効。</p> <p>○主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、農地の利用集積や団地化、低コスト技術の導入などを推進することが必要。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積	目標	10,000ha	10,759ha	12,055ha	13,351ha
		実績	9,080ha	—	—	—
	②飼料用米の収量	目標	680kg/10a	600kg/10a	600kg/10a	600kg/10a
実績		545kg/10a	—	—	—	
内 容	新規需要米の作付けに当たって、コスト低減や作業の効率化等に取り組んだ農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組の要件 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
成果等の確認方法	<p>①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米の作付面積 令和3年12月末までに、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米の作付面積を集計する。</p> <p>②飼料用米の収量 令和4年3月末までに、飼料用米の生産量を作付面積で除し、平均収量を算出する。</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙)

新規需要米生産性向上等の取組への加算 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つに取り組みれば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60度・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えする。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真

	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 出荷伝票
作業の効率化	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 作業日誌 圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC) の活用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	<ul style="list-style-type: none"> 人・農地プラン 営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 規約 (写) 通帳 (写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	<ul style="list-style-type: none"> 規約 (写) 組合員名簿
	共同計算の取組	<u>受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体 (生産者団体・集出荷団体等) の組合員であること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>出荷契約書 (写)</u> <u>組合員名簿</u>
WCS 用稲専用品種の導入	<p>(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種)</p> <p>うしゆたか、きたあおば、クサノホシ、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすがた、たちすずか、たちはやて、なつあおば、はまさり、べこあおば、べこげんき、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、まきみずほ、ミナミユタカ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、ゆめさかり、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、ミズホチカラ、つきことか、みなちから、<u>きたげんき</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票 自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票 	

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	加工用米の複数年契約の取組への加算					
対象作物	加工用米（基幹作のみ）					
単 価	6,000円以内/10a（単価の上限は12,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和2年度の評価】</p> <p>○令和2年度の加工用米作付面積は1,351haとなり、目標①を達成した。（なお、複数契約の交付対象面積は914ha）</p> <p>○令和2年産の加工用米複数年契約割合は67.7%となり、目標②を達成した。</p> <p>○加工用米の作付面積及び複数年契約取組の増加につながったため、引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和3年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要量が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大による中食・外食での需要減少もあってさらなる米価の下落が懸念される。これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、需用者から原料用米としての安定供給を求められている加工用米は重要であることから、作付拡大を安定生産に向け推進していくことが重要。</p> <p>○本県は他の主産地と比較して、事前契約数量が少ないため、複数年契約の締結を推進し、加工用米の安定供給ができる仕組みづくりを行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①加工用米の作付面積	目標	1300ha	1355ha	1355ha	1355ha
		実績	1351ha	—	—	—
	②加工用米の複数年契約割合	目標	65%	70%	70%	70%
実績		67.7%	—	—	—	
内 容	加工用米の作付けに当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分する。					
具体的要件	<p>1. 交付対象者 販売農家・集落営農。</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和元年度または令和2年度から3年以上の複数年の販売契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和3年度から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認できること。 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年度の販売契約数量が明記されていること かつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。 					
取組の確認方法	<p>1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。</p> <p>2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。</p> <p>3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。</p> <p>4. 確認書類 ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト</p>					
成果等の確認方法	<p>①令和3年12月末までに作付面積を集計する。</p> <p>②令和4年3月までに作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。</p>					

(参考様式) 加工用米の複数年契約に関する覚書

_____ (以下「甲」という) と集荷業者 _____ (以下「乙」という) とは、甲の生産する令和3・4・5年産の加工用米(種類) _____ の生産・出荷に関し、次のとおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

(売渡委託等)

第1条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(以下「国の要領」という)の加工用米について、売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という)を行い、収穫後乙に出荷する。

2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

(売渡委託等を行う数量)

第2条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量変更を行うことができるものとする。

令和3年産米 : 数量 : _____ 玄米 kg

令和4・5年産は、3年産の数量と同じとする。

2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。

3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき売渡委託等が行われたものとする。

(違約金)

第3条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第2条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払う。

2 違約金の単価は、玄米60kgあたり _____ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

(生産者コード)

甲 (住所)

印

(氏名)

乙

印

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、地域特認作物(基幹作のみ)					
単 価	20,000円/10a以内(単価の上限は40,000円/10aとする)					
課 題	<p>【令和2年度の評価】</p> <p>○令和2年度の交付対象面積は32haとなり、目標達成率32%となった。 令和2年度から、対象面積を「前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限とする」要件を追加したことから、目標と実績の値に乖離がでた。 ○要件追加になったことを踏まえて、目標値を見直すこととする。</p> <p>【令和3年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物への転換を推進する必要がある。 ○担い手となる生産者や法人、集落営農を中心に、園芸作物の導入を推進し、所得向上を図る。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	園芸作物の拡大面積(主食用米の減少面積を上限)	目標	100ha	80ha	80ha	80ha
		実績	32ha	—	—	—
内 容	前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 ・令和2年度と比較して主食用米の作付面積が減少する。 ・園芸作物の作付面積が拡大する。 					
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 担い手であることは、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧により行う。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 園芸作物の拡大面積 (R3対象品目の作付面積)－(R2産地交付金の対象面積)で算出する。 R3作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 5. 主食用米の減少面積 営農計画書等で確認する。 令和2年度の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合、本人から申告書を提出してもらい確認する。 ※なお、4の園芸作物の拡大面積と5の主食用米の減少面積を比較して、小さい方の面積分について配分する。 					
成果等の 確認方法	令和4年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	4			
使途名	緊急転換加算					
対象作物	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米（基幹作のみ）					
単 価	3,000円以内/10a（単価の上限は6,000円/10aとする）					
課 題	<p>【令和3年度の課題】</p> <p>○令和2年産米については、人口減少等の背景に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等による需要減少や、生産量が需要見通しを上回ったことにより、全国的に過剰在庫が発生しており、更なる米価の下落が懸念されている。</p> <p>○需要と価格の安定を図るためには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万haもの作付転換が必要であるとしている。</p> <p>○本県においては、緊急転換加算を新設し、非主食用米への転換を強力に推進する。</p>					
目 標	新規需要米、加工用米の合計拡大面積	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	—	1,680ha	1,680ha	1,680ha
内 容	生産者ごとにみて、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米の合計作付面積が令和2年度より拡大した場合、拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組の要件 生産者ごとにみて、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米の合計作付面積が令和2年度より拡大した場合、拡大面積に応じて配分する。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 拡大面積の算出 (R3対象品目の作付面積) - (R2産地交付金の対象面積) で算出する。 R3作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 R2の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合、本人から申告書を提出してもらい確認する。 					
成果等の確認方法	①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米、加工用米の合計作付面積 令和3年12月末までに、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米、加工用米の合計作付面積を集計する。					
備考						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	5			
使途名	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組						
対象作物	飼料用米・米粉用米（基幹作のみ）						
単 価	12,000円/10a						
課 題	<p>【令和2年度の評価】</p> <p>○令和2年度の複数年契約取組面積は飼料用米7,264ha、米粉用米29haとなり、目標①（複数年契約取組面積）を達成した。</p> <p>○令和2年度の作付面積は飼料用米7,886ha、米粉用米37haとなり、目標②（作付面積）を達成することはできなかった。要因としては、米粉用米の需要が頭打ちとなり、作付面積が伸びなかった。引き続き作付面積の拡大を推進していく。</p> <p>【令和3年度の課題】</p> <p>○飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。</p> <p>○飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。</p> <p>○米粉用米については、需要に限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種へ転換し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、さらなる生産性の向上を図る必要がある。</p>						
目 標	飼料用米	複数年契約取組面積	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	5,000ha	8,604ha	10,112ha	11,619ha
	作付面積	目標	10,000ha	9,561ha	11,236ha	12,911ha	
		実績	7,264ha	—	—	—	
	米粉用米	複数年契約取組面積	目標	20ha	35ha	40ha	44ha
			実績	29ha	—	—	—
		作付面積	目標	40ha	44ha	50ha	55ha
			実績	37ha	—	—	—
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、飼料用米・米粉用米を作付けする取組を支援する。						
具体的要件	<p>1 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和2年産又は令和3年産から新たに契約を結んだ3年分を含むもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <p>① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p>						
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 						
成果等の確認方法	令和4年3月までに交付対象面積を確認する。						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	6	
用途名	そば・なたねの作付けの取組（基幹作のみ）					
対象作物	そば・なたね					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>【令和2年度の評価】 目標達成に対し、達成率は81%であった。新型コロナウイルス感染症による中食・外食の減少により、そばの需要量が減少したことから、作付け面積が思うようにのびなかった。取組面積の目標達成に向けて引き続き支援をし、推進を行っていく。</p> <p>【令和3年度の課題】 ○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用を図るため、そばの作付けを推奨する必要がある。 ○そばは湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	水田におけるそばの作付け面積（基幹作）	目標	400ha	400ha	400ha	400ha
		実績	323ha	—	—	—
内 容	水田においてそば・なたねを作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 実需者等との間で出荷・販売契約を締結している。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 出荷・販売契約書。					
成果等の確認方法	令和4年3月までに支払対象面積を集計する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	7	
使途名	新市場開拓用米の作付けの取組(基幹作のみ)					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>【令和2年度の評価】 目標450haに対し、作付面積622haと目標を達成した。現状値を維持するため、目標を620haとし、引き続き支援をし、推進を行っていく。</p> <p>【令和3年度の課題】 ○主食用米の需要量が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大による中食・外食での需要量減少もあってさらなる米価の下落が懸念される。これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用である、新市場開拓用米の作付拡大を推進することが有効。 ○米の国内消費量が年々減少する中、新たな販売先を海外に求めることが必要。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	輸出用米の作付面積	目標	450ha	620ha	620ha	620ha
		実績	622ha	—	—	—
内 容	内外の新市場の開拓を図る米穀を作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 新規需要米取組計画書の認定を受けている。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 新規需要米取組計画書					
成果等の確認方法	令和4年3月までに支払対象面積を集計する。					
備考						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。